有床診療所入院基本料1、2又は3の施設基準に係る 届出書添付書類

有床診療所入院基本料1,2又は3の施設基準に係る事項

次の該当する項目に〇をつけること((イ)に該当すること又は(ロ)から(ル)までのうち2つ以上に該当すること)。

	(1)	過去1年間に、介護保険によるリハビリテーション(介護保険法第8条	
		第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第8項	
		に規定する介護予防通所リハビリテーション)、介護保険法第8条第6	
		項に規定する居宅療養管理指導、同法第8条の2第6項に規定する介護	
		予防居宅療養管理指導、同法第8条第10項に規定する短期入所療養介	
		護、同法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護若し	
		くは同法第8条第23項に規定する複合型サービスを提供した実績があ	
		ること、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院を併設してい	
		ること、又は介護保険法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事	
		業者若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業	
		者であること。	
	(口)	在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績が	
		あること。	
	(11)	過去1年間の急変時の入院件数が6件以上であること。ここでいう、「急	
		変時の入院」とは、患者の病状の急変等による入院を指し、予定された	
		入院は除く。	
	(=)	有床診療所入院基本料「注6」に規定する夜間看護配置加算1又は2の	
		届出を行っていること。	
	(木)	区分番号「AOO1」に掲げる再診料の注10に規定する時間外対応加	
		算1の届出を行っていること。	
	(^)	過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病	
		棟からの受入が1割以上であること。なお、急性期医療を担う病院の一	
		般病棟とは、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料(特定機能病院	
		入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料に限る。)、	
		10 対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又	
		は専門病院入院基本料に限る。)、地域一般入院基本料、13 対 1 入院	
		基本料(専門病院入院基本料に限る。)又は 15 対 1 入院基本料(専門	
		病院入院基本料に限る。)を算定する病棟であること。ただし、地域一	

	般入院基本料、13 対 1 入院基本料及び 15 対 1 入院基本料を算定する保
	険医療機関にあっては区分番号「A205」に掲げる救急医療管理加算
	の届出を行っている場合に限るものとする。
(h)	過去1年間の当該保険医療機関内における看取りの実績が2件以上で
	あること。
(チ)	過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施した場合
	に限る。)の患者数(分娩を除く。)が 30 件以上であること。
(リ)	区分番号「A317」に掲げる特定一般病棟入院料の注1に規定する厚
	生労働大臣が定める地域に属する有床診療所であること。
(ヌ)	過去1年間の分娩を行った総数(帝王切開を含む)が30件以上である
	こと。
(ル)	過去1年間に、区分番号「A208」に掲げる乳幼児加算・幼児加算、
	区分番号「A212」に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症
	児(者)入院診療加算又は区分番号「A221-2」に掲げる小児療養
	環境特別加算を算定した実績があること。

[届出上の注意]

〇を付した事項に係る実績を示す書類を添付すること。